

世田谷区小児慢性特定疾病審査会条例（案）について

（付議の要旨）

令和2年4月に予定している児童相談所の開設に伴い、児童福祉法第59条の4第1項及び同法施行令第45条の3に基づく児童相談所設置市事務として、小児慢性特定疾病の医療費給付に関する事務が東京都から区に移管されることから、小児慢性特定疾病審査会について定めるための条例案を、令和元年区議会第3回定例会に提案する。

1 主旨

令和2年4月に予定している児童相談所の開設に伴い、児童福祉法第59条の4第1項及び同法施行令第45条の3に基づく児童相談所設置市事務として、小児慢性特定疾病の医療費給付に関する事務が東京都から区に移管されることから、区として小児慢性特定疾病審査会運営等について定めるために、条例案を令和元年区議会第3回定例会に提案する。

2 条例の内容

（1）事務の概要

- ・小児慢性特定疾病の医療費給付に関する事務として、小児慢性特定疾病医療費の支給認定、医療受給者証の交付、指定医療機関の指定、医療費の支給、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、指定医の指定等を区が行うこととなる。
- ・児童福祉法第19条の3第4項において、小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請があった場合に区が医療費支給認定をしないこととするときは、あらかじめ同法第19条の4に基づく小児慢性特定疾病審査会（以下、「審査会」という。）に当該事案の審査を求めなければならない、と定められている。

（2）条例で定める内容

審査会の設置に関する規定（組織、招集、会議に関すること等）

3 条例案

別紙「世田谷区小児慢性特定疾病審査会条例（案）」のとおり

4 施行予定日

令和2年4月1日

5 今後のスケジュール（予定）

令和元年9月	第3回区議会定例会（条例案の提案）
令和2年4月	条例施行